

令和8年7月

長崎県警察防犯アプリ開発及び
運用保守等業務委託仕様書

長崎県警察本部

長崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務委託仕様書

第1 目的

(仮称)長崎県警察防犯アプリ(以下「本アプリ」という。)を開発・運用し、県民に対してタイムリーに犯罪・不審者情報、交通事故情報等を発信することにより、県民の安全で安心な暮らしを支援するものである。

なお、この仕様書において「発注者」とは長崎県であり、「受注者」とは本アプリの開発及び運用保守業務委託先の事業者をいう。

本業務の履行にあっては、以下に従い双方信義に従って履行すること。

第2 委託期間

開発：契約締結日から令和9年2月28日

運用保守：令和9年3月1日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務の範囲

受注者は、次の作業について、発注者と十分に協議した上で行うこと。

なお、本仕様書に基づく作業過程で明らかになる詳細要件については、原則として、対応しなければならない。

- 1 プロジェクト管理
- 2 設計・開発
- 3 テスト
- 4 アプリ公開
- 5 研修
- 6 運用保守
- 7 契約終了後の処理
- 8 保証等
- 9 指定するドキュメントの作成
- 10 上記1から9までの附帯作業

第4 委託業務の内容

1 プロジェクト管理業務

本アプリが支障なく稼働できるよう開発責任者を定め、以下の管理業務を実施すること。

(1) 作業計画書の作成

受注者は、運用環境構築のスケジュール、成果物、役割分担及びプロジェクトの管理方法を記した作業計画書を作成すること。併せて、プロジェクトの責任者、人員等を記した作業体制図を作成し、発注者の承認を受けること。

(2) プロジェクト管理

受注者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、運用環境

構築に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。また、これに関するドキュメントを策定し、発注者の承認を受けること。

(3) 進捗状況報告

受注者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、プロジェクトの進捗状況報告書を作成し、月1回以上発注者に報告すること。

2 設計・開発業務

(1) 本アプリは、別紙1「機能要件」を満たすこと。また、記載のない事項については、発注者と別途協議すること。

(2) 以下の工程を行うこと。

ア 要件確認

仕様書、提案書の要件を発注者と協議し要件の確認・整理を行うこと。

また、外部連携に関するインターフェース等の要件を、関係者と調整し、決定すること。

イ 基本設計

具体的に提供する機能及びシステム方式、画面遷移の概要、画面のデザイン等を設計すること。また、システム構築設計書（基本設計書）を作成し、発注者の承認を受けること。

ウ 詳細設計

基本設計を基に、運用する機能の主要な設計項目について、詳細設計書を作成すること。

エ 製造

詳細設計を基に、プログラム製造及びプログラム単体でのテストを行い、構成・変更管理を行うこと。

(3) 実現方式

受注者は、本仕様書が要求する機能・仕様等を実現するに当たって、その実現方法を発注者に提案し、承認を得ること。

また、実現するに当たって本仕様書の条件を満たす範囲であれば、各種の業務パッケージソフトウェア等を利用することは妨げない。

なお、受注者が作業を行う開発環境は、受注者の負担で準備すること。

ア 実現方式に対する保証

受注者が採用する実現方式は以下の点を満たさなければならない。

(ア) その実現方法が本仕様書で定める仕様や機能、サービスレベルを満たすこと。

(イ) その実現方法の採用及び実現のために必要となる機器、ソフトウェア等の費用については、すべて受注者が負担すること。

(ウ) システム保守における動作保証について、すべて受注者が責任を持つこととする。また、必要とするパッケージソフトウェアや

機器等の障害や課題については、受注者の責任で改善・修復が可能であるような製品等を選択すること。

(E) 実現方式を満たすために、ユーザーが利用する端末にプラグインや追加となるソフトウェア等を追加しないこと。

イ パッケージソフトウェアの利用に関する保証

実現方式として全部又は一部のパッケージソフトウェアを利用する場合、さらに以下の点について受注者が責任を負わなければならない。

(ア) 導入するパッケージソフトウェアは、他都道府県警察における稼働実績を有するものでなければならない（受注者が構築した実績があるものに限る）。

(イ) パッケージソフトウェアの安定導入を図るため、採用するパッケージソフトウェアに対して、製品供給者から直接的な技術支援を受けること。

(ウ) 契約期間におけるパッケージソフトウェアの機能向上やバージョンアップ・パッチ等の保守対応については、発注者と協議の上で必要となった場合は、受注者の責任において、その機能向上やバージョンアップ・パッチ等の適用を行う。

(E) 契約期間におけるパッケージソフトウェアの利用に関するコストは、受注者の負担とする。

3 テスト業務

総合テスト、試行運用テストについては、テスト計画書を作成し、発注者に提出した上で、テストを実施すること。

各テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書を作成し、発注者に報告の上、承認を得ること。

(1) 総合テスト

本アプリが基本設計の仕様を満たしていることを確認するために総合テストを行い、運用納品可能な状態であることを確認する。

確認に当たっては、ソフトウェア製品が仕様に適合し、かつ、実稼働環境で利用可能であることを確認できる評価指標又は合格条件を設定し、条件について発注者の承認を得た上で、必ず実機を用いて実稼働環境と同等の環境において総合テストを実施する。この際には、性能や可用性に係るテストも実施すること。

(2) 試行運用テスト

総合テスト実施後、アプリ公開前までの間、別途発注者が定める者に検証用のアプリを提供することが可能なこと。また、期間中に確認した不具合について、逐次対処を行い検証用環境に反映の上、テスト期間中に不具合の解消が確認できる体制を確保すること。

なお、アプリ公開時には、検証用のアプリは消去することを前提とする。

4 アプリ公開業務

本業務において製造したアプリを各スマートフォンアプリストアにて無償公開すること。

また、各アプリストアへの登録申請から公開までの手続きについて、発注者が行わなければならない手続きの補助又は必要な代行作業を受注者が行うこと。登録審査に問題が生じた場合は、アプリの仕様の修正を含め、発注者と改めて協議を行うこと。公開の際、公開者が「長崎県警察」であることを、明確に示すこと。

5 研修業務

操作マニュアル、研修資料を作成・提供するとともに、管理者機能の操作方法等の研修を、試行運用テスト開始前後において発注者が指定する場所及び方法により実施すること。

(1) 研修に関する受注者の義務

受注者は、本仕様書で求める各種システムに関する研修の実施について適切な計画を立案し、それに基づき適切な研修等を実施しなければならない。また、その計画・実施が適切であることを保証するための各種ドキュメントを提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(2) 研修に関するドキュメント

受注者は、以下の研修に関するドキュメントを策定し、発注者の承認を受けなければならない。

ア 研修に関する計画

イ 研修用テキスト

ウ 運用（操作）マニュアル

これらのドキュメントは内容について、発注者の承認を受けた上で、受注者の負担の下で必要な部数を製本及びメディアにて提出しなければならない。また、その製本期間も含めたドキュメント等の作成計画を立案しなければならない。

(3) 研修体制

受注者は、各システムの利用者全員に対して必要な研修を実施する計画を立案し、かつ、それを実施する体制を提供しなければならない。

(4) 研修場所及び設備

受注者は、発注者が準備した会場又はWeb会議等において研修を実施すること。また、研修用システムが必要な場合は、受注者の負担によってこれを整備すること。

(5) 研修時期、対象

別途、発注者が指示する時期・対象とする。

6 運用・保守業務

別紙2「運用・保守要件」に記載の運用・保守業務を行うこと。

7 その他業務

(1) 業務の継続について

ア 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受注者の帰責事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約を解除できるものとする。

そのために、発注者に損害が生じた場合は、受注者が賠償するものとする。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受注者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により業務を引き継ぐ際は、発注者の指定するものに対して円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供すること。

(2) 資料の提供

ア 発注者は、受注者が本システムを構築、運用管理するに当たって必要と認められる資料を、書面又は電子データで受注者に無償で貸与、開示する。

イ ただし、受注者は、貸与、開示を受けた資料が不要となった場合は、遅滞なくその書面及びコピーを返却するとともに、電子データは発注者が確認できる方法で、かつ、復元不可能な形で消去すること。

(3) 疑義

この契約について、疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて発注者の指示するところによるものとする。

(4) 検査

ア 本システムの稼働時において、受注者から試験完了に関する報告の提出があった場合に、発注者は運用試験完了検査を実施するものとし、これに必要な準備は受注者の負担により行う。

イ この運用試験完了検査の結果、発注者が不相当と認められるときは、発注者の指示に従い、受注者は受注者の負担により、それが適切になるような措置を講じなければならない。

第5 データセンターの要件

1 データセンターの運用

(1) 24時間365日体制の監視、運用体制を要していること。

ただし、事前協議があり、かつ通常必要と認められるメンテナンス等に係る停止は除く。

(2) サーバは日本国内のデータセンターで運営管理等のすべてが行われていること。

2 データセンターの設備

- (1) IDカード以外に、生体認証などの入退室に係るセキュリティ対策を要していること。
- (2) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）基準に則したコンピュータ専用ビルであること。
- (3) 地震・火災・電源・漏水・防犯監視・データ保管対策が十分とられていること。
- (4) 地震対策にあっては、建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度7クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制震構造であること。
- (5) 火災対策にあっては、全館防火壁、不活性ガス消火設備などを装備していること。
- (6) 停電対策にあっては、二系統受電設備、UPS（400KVA相当以上）、専用発電機（1000KVM相当以上）を設備していること。
- (7) 浸水・漏水対策にあっては、漏水検知機、防水堤等を装備していること。
- (8) 防犯対策にあっては、ガラス損傷警報装置（電算機室は鉄板による無窓化）、専用カード入退室管理装置、血流入退室管理装置、各種防犯センサー、監視カメラ等を装備していること。
- (9) 機密保持対策にあっては、耐火仕様専用データ保管庫等を装備していること。

3 サーバ・通信設備の運用

- (1) サーバ機器の多重化、無停電装置の設備等、安定運用のために万全の対策を講じていること。
- (2) サーバの設置場所は、常時適切な温度・湿度で管理されていること。
- (3) 通信設備及びハードウェアの冗長化が行われ、レスポンスに配慮した分散処理が可能であること。
- (4) ファイアウォールによる防御措置及び不正アクセスを防御するシステムが設置されていること。
- (5) ウイルス対策を施し、常に最新のパターンファイルを保っていること。
- (6) 障害時の対応方法が明確にされており早急な対応が可能であること。
- (7) セキュリティホールを解消するためにOSのパッチ適用等必要な対応を行っていること。
- (8) 不正アクセス、異常アクセス等に対応するアクセス監視対策が整備されていること。
- (9) データ更新等のための通信回線やサーバのアクセスに、十分なセキュリティが確保されていること。
- (10) 発注者以外の者が情報登録したデータの改変、閲覧、取得ができない対策を、ID・パスワード以外の方法においても講ずること。
- (11) セキュリティ対策を常に行い、機能を保全すること。ただし、本サービスに被害があった場合に備え、機能停止手段を準備しておくこと。

- (12) システム障害や不正アクセス等のセキュリティ侵害事案を認知した場合は、発注者に通知すること。
- (13) 不正アクセス等のセキュリティ侵害対策のため、常に発注者と協力すること。

4 運用条件

- (1) 著作権等のある地図等を使用する場合は、不特定多数の利用者が利用するための権利を取得すること。
- (2) 利用者に快適なサービスを提供できるよう機器・通信回線等を選定すること。
- (3) アプリには、発注者が指示したサイト以外へのリンク、広告並びに開発運用業者（委託業者）を判別することが可能なロゴ等の掲載は行わないこと。
- (4) 運用開始後においても表示項目及び項目の増減について、柔軟な対応を可能とすること。
- (5) iOS、Androidのバージョンアップに伴う動作検証を行うとともに、必要な場合は修正バージョンを作成すること。
- (6) 使い方が分かりやすく、簡単であること。また、誤操作等を防止するデザインであること。
- (7) 利用者のスマートフォンには、本サービスに関連しないスマートフォン用アプリをダウンロードさせる必要がないこと。ただし、汎用的なドキュメントビューア等、別に必要と思われるアプリがある場合には、発注者と協議すること。
- (8) 本サービスに搭載されるコンテンツの著作権、その他の知的財産権は、従前から受注業者又は第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属する。
- (9) 本サービスの提供を目的としてデータセンターに設置されたサーバ等の機器の所有権及び本サービスを構成するサーバに関するプログラムの著作権等の知的財産権は、受注者及び受注者に利用許諾する第三者に帰属する。
- (10) 本サービス向けに提供される機能については、他者及び他人が保有する基本的特許及び周辺特許に抵触しないものとする。
- (11) 本契約の履行で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
また、データの秘密保持については、万全の管理を行うこと。
- (12) 機器更新などによるサービスの運用停止は認めない。ただし、やむを得ない場合には次の措置をとること。

ア 計画的停止

受注者は、保守上の理由からサービスの運用を計画的に停止する場合には、2週間前（ただし、セキュリティ上の理由で早急な対応が必要な場合はその限りでない。）までには発注者に報告すること。

なお、当該停止により発注者に支障が生ずるときには、停止期間の変更等について協議を行うこと。

イ 非常停止

受注者は、天変地異等の非常事態その他、受注者の責めに帰することができない事由からやむを得ず本サービスの運用を一時停止する場合、速やかに発注者に報告すること。

(13) 発注者は、本サービスに関して次の各号の事項を遵守するものとする。

ア 本サービス利用のために発行されるID及びパスワードを管理すること。

イ 第三者による不正使用等、本サービスの権利侵害のおそれがある行為を発見した場合には、直ちに受注者に通知すること。

ウ 本サービスを用いて個人情報を公開しないこと。

エ 本サービスで提供されるソフトウェア及びデータの供給者が定める使用許諾条件に従うこと。

第6 情報セキュリティの確保に関する特約条項

別添「情報セキュリティの確保に関する特約条項」のとおり

なお、本特約条項において「甲」は発注者であり、「乙」は受注者である。

第7 提出物について

1 提出物

納品ドキュメントの一覧

提出書類	部数	提出期限
納入一覧表	1部	令和9年2月末日
プロジェクト計画書（構成図含む）	1部	契約後2週間以内
詳細工程計画表	1部	契約後4週間以内
プロジェクト管理に関するドキュメント	1部	契約後4週間以内
システム基本設計書	1部	令和9年2月末日
テスト計画書兼結果報告書	1部	令和9年2月末日
作業体制図、作業計画書	1部	契約後2週間以内
障害対応連絡先・体制図	1部	契約後4週間以内
研修用テキスト（暫定版の操作マニュアル）	人数分	研修開始前
開発業務完了報告書	1部	令和9年2月末日
打合せ議事録	1部	随時、令和9年2月末日
業務アプリケーション(パッケージ、個別開発プログラム)	一式	令和9年2月末日
情報セキュリティ責任者等選任届	1部	契約後2週間以内
作業員名簿	1部	契約後2週間以内
誓約書	1部	契約後2週間以内
主任担当者選任届	1部	契約後2週間以内
情報セキュリティ対策履行状況確認書	1部	契約後2週間以内
その他必要な書類	1部	随時

2 提出場所

長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出すること。

3 提出方法

- (1) 原則としてMicrosoft Officeを用いて、全て日本語で作成すること。
- (2) 提出物は、1に掲げる提出部数を紙媒体により提出すること。また、紙媒体とは別にDVD-R等の電子媒体に納付したものにより2部納品すること。
- (3) 紙媒体の用紙のサイズは、日本産業規格A列4番を基本とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- (4) 変更管理

上記の提出物に対して、サービス開始後の機能拡張等による変更が契約期間中に生じた場合、別途協議の上で納入時期を定め、かつ変更に対して影響するドキュメントを随時納入するものとする。

また、上記を円滑に遂行するために、ドキュメント等の変更管理に関する管理要領とサービスレベルを定め、発注者の承認の下で、上記ドキュメントの変更が適切に行われるようにしなければならない。

第8 知的財産権の帰属等

- 1 本業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者はあらかじめ発注者の許諾を得た場合には、業務の成果物を基に翻案して、二次的著作物を作成し、譲渡、貸与等を行うことができる。
- 2 本業務の成果物に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、権利は受注者に留保されるが、発注者は業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- 3 本受注者は、発注者に対し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 4 本業務の成果物に、受注者以外の第三者が保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。

なお、第三者から業務の成果物に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受注者の責めにおいて解決するものとする。

第9 その他

- 1 この業務に伴い、発注者から貸与された資料等は、業務の完了後は遅滞なく発注者に返還すること。また、借入物品の返還に要する経費は、受注者の負担とする。ただし、発注者がこの契約を解除することによって返還するときは、発注者の負担とする。
- 2 受注者は、いかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に係る事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

- 3 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、変更することができる。
- 4 その他、本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

別紙1 機能要件

1 アプリ全般について

(1) アプリの概要

ア 地図情報を基本メニューとし、画面上部のヘッダーはタブ切り替えにより各種機能を提供するものであること。また、画面下部のフッターには緊急性又は利便性の高いメニューを配置すること。

イ 基本メニューのうち、一部の情報をプッシュ通知により利用者に通知する機能を有すること。

ウ アプリはAndroid及びiOS対応のスマートフォン及びタブレット端末等で動作し、OSはAndroid OS、iOS、ChromeOSに対応すること。

いずれのOSも、契約期間中メーカーサポートが有効であるバージョンに対応すること。

(2) ダウンロード及びインストール

ア 利用者がAndroid及びiOS対応スマートフォン向けのアプリケーションダウンロードサイト（GooglePlay及びAppStore）並びにChromeOS対応端末向けのアプリケーションダウンロードサイト（Playストア）から無償でダウンロードできるようにすること。

また、各アプリストアへの登録申請から公開までの手続きについては、受注者の費用負担により行い、手続きの補助または必要な代行作業を受注者が行うこと。

イ ダウンロードの際、各アプリケーションストアから全ての機能を一括してダウンロードし、インストールできるようにすること。

(3) 登録・設定

ア インストール後の初期登録設定

(ア) 利用者登録

- ・ 利用者の属性に関する項目をリストから選択できること。項目内容については別途発注者との協議とする。
- ・ 利用者登録は、利用者の属性分析に資することを目的とし、目的と任意登録であることを明示すること。

(イ) メンバー設定

防犯ブザーや現在の送信を行う通知先を複数人登録できること。

登録はQRコードを表示して相手に読み取ってもらう方式又はメールやLINE等で招待ができること。

メンバーの登録を解除できること。

(ウ) プッシュ通知設定登録

- ・ 通知を受信する市町村等を複数選択できること。
- ・ 通知を受信する属性を選択できること。

(エ) 防犯ブザー・痴漢対策機能の設定

- ・ 警報音の大きさ、作動条件を設定できること。

- ・ 機能作動時のメールの送信先又はプッシュ通知の通知先等を複数選択できるようにすること。
- (オ) 現在地の送信機能登録
 - ・ アプリからのメール送信又はプッシュ通知時に、利用者の現在地を地図情報として送信又は通知できるようにすること。
 - ・ 通知先等を複数選択できるようにすること。
 - ・ 現在地の送信機能は、作動条件を設定できること。
- (カ) 国際電話ブロック設定
 - 国際電話を着信拒否できる設定ができるようにすること。
- イ 初期登録設定の修正・再登録
 - アの設定のうち変更可能な項目については、利用者がいつでも登録内容を修正・再登録できること。

2 アプリ機能

本システムでは次の機能を実現すること。

(1) アプリ起動時の表示内容

- ・ アプリ起動時には、スプラッシュ画面が表示された後、ホーム内のトップ画面が表示されている状態とすること。
- ・ ホーム内のトップ画面には、ホーム、ブザー、現在地通知、防犯マップ等の主管機能を作動させるアイコンが常時表示されており、初期設定変更アイコン、各種機能のアイコン、最新の防犯情報及びお知らせ内容が網羅的に表示されていること。
- ・ 受注者において有効と認められる表示内容等があれば、発注者に提案すること。

(2) 地図情報機能

ア 概要

- ・ 「犯罪情報」、「不審者情報」、「ニセ電話詐欺等情報」、「交通事故情報」、「交通規制情報」、「防災情報」等で構成し、それぞれの情報を表示すること。
- ・ 表示させる項目、内容、方法等については、以下で示すほか、発注者と協議の上決定すること。

イ 表示項目

(ア) 地点表示

a 検索項目

情報種別を複数選択できるようにし、地点表示する情報の種類は、協議の上決定するものとする。

- b 表示される地図を最も拡大した場合に家屋形状まで表示できるものとし、アンチエイリアス処理された地図画像で表示できるものとする。

- c 情報種別ごとにアイコンを色及び形で分けて、閲覧者にとって見

やすいアイコンとすること。

d 地図上の各アイコンをクリックすることにより、その属性情報を表示できること。

(イ) 分布図表示

a 検索項目

・情報種別（択一選択）

分布図表示する情報の種類は、協議の上決定するものとする。

・表示形式

町丁目単位表示

b 期間の累計で表示できること。期間については、協議の上決定するものとする。

c 分布図の凡例を表示すること。

(ウ) 警察施設等

発注者が指定した警察施設や施設等をアイコンで表示し、押下することで属性情報（警察情報、所在地、電話番号等）を表示すること。

また、警察施設等に変更等があれば、発注者が編集できるようにすること。

(エ) 地図情報の表示

地図情報は、各地図情報の切替え表示に対応すること。

(オ) 背景地図

a 必要なライセンスは受注者が用意すること。

b 背景地図の更新は、システムを止めることなく、最新の背景地図データを提供すること。

c 運用開始後の背景地図に関する費用も受注者の負担とする。

(カ) 基本操作性

a 地図のスクロールや回転及び拡大・縮小は、どのズームレベルであっても表示が途切れることなくスムーズに連続して動作できること。

b 縮尺に応じて、地図上の図柄や注記等の表示項目が自動的に見やすくなるように調整されること。

c タッチスクリーン操作を最適化すること。

(キ) 付近情報の自動表示

地図の表示範囲に合わせて、画面下部に発生情報を自動で絞り込み表示すること。

(ク) 情報共有

地図に配信された情報について、利用者がメール、LINE及びXを使用して素早く共有できること。

(ケ) その他

a 情報のアイコンは、運用開始後でも変更できること。

b 操作方法の説明画面を設置すること。

(3) 防犯ブザー・痴漢撃退機能

ア 概要

利用者が不審者・犯罪被害に遭遇する等身に危険を感じたとき、警告音の吹鳴等、周囲に危険を知らせることができる防犯ブザー、痴漢撃退機能等をつけること。

イ 基本仕様

- (ア) 機能起動時に、一定条件の動作により作動・停止する機能を用意すること。
- (イ) ブザー起動の条件となる動作は、緊急時も容易であるとともに、誤作動を極力避ける仕組みとすること。
- (ウ) 110番通報もできるように通話発信用のアイコン等を設置すること。
- (エ) 機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に、機能を使用した位置情報等をプッシュ通知で通知すること。
- (オ) プッシュ通知の送受信について、履歴画面から通知内容を確認できること。
- (カ) 複数のアイコン等により、機能を使用した際にブザー音が吹鳴するものとブザー音が吹鳴しないものの使い分けができること。
- (キ) 各種ブザー音は別途協議の上決定するものとする。

(4) プッシュ通知機能

ア プッシュ通知を配信する際は、通知があったことをスマートフォン画面にダイアログを表示する、ツールバーにアイコンを表示するなど、利用者が一目で識別できるようにすること。

イ 情報配信と同時にプッシュ通知を行うこと。

ウ 安全に関する情報はポップアップ通知し、地図上で確認できるようにすること。

(5) アンケート機能

ア 概要

プッシュ通知により利用者に対してアンケートを依頼することが可能で、プッシュ通知した依頼画面上からアンケートに回答できるようにすること。

イ 設問の設定

管理者機能で、設問及び回答項目の作成、アンケート期間の設定を可能とすること。

ウ 回答項目

回答項目は、2項目から5項目までの設定ができるようにすること。

エ 集計機能

管理者機能で、回答内容の集計、利用者が初期登録時に入力した、住居地、年齢、性別によるクロス集計を可能とし、集計結果をCSV形式又はExcel形式での出力が可能とすること。

オ ポイント付与機能

管理者機能で、アンケート回答者にポイント付与が可能とすること。
なお、付与するポイント数は任意で設定できること。

(6) SNS連携機能

発注者が公式アカウントを取得しているYouTubeと連携し、アプリ上で表示すること。

また、コンテンツは新着順や視聴回数順等に並び替えて表示ができること。

(7) 各種リンク機能

長崎県警察のホームページへのリンクや長崎県警察が必要とする外部サイトへのリンクを表示すること

(8) 現在地の送信機能

機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に、機能を使用した位置情報を通知することができること。

通知する際に付加するメッセージについて、複数の定型文の中から利用者が選択できること。

また、送信した履歴を表示できるようにすること。

(9) エリア通知機能

管理者が定める特定のエリアに利用者が入った際に、管理者が作成した緊急情報やお知らせ等を、各OSの制約の範囲内でプッシュ通知として受信できること。

(10) 情報発信機能

発注者が利用者に届けたい情報を掲載でき、発注者が更新できる画面を実装すること。画面はアプリ管理機能で更新できるもの、長崎県警察WebサイトをWebViewで表示するもの、長崎県警察が開設しているSNS及び各種Webサイトへのリンク集等を想定しており、構成は別途協議の上決定するものとする。

(11) 各種相談窓口及び通話機能

警察に関する各種相談窓口を掲載し、窓口の説明と共に通話ボタンを配置し、直接電話ができるようにすること。

(12) チャットボット（ツリー型）風メニュー

利用者がスムーズに目的の情報にたどり着けるよう、チャットボット（ツリー型）の総合案内をホーム画面に配置すること。

(13) クイズ機能

ア 年齢層（難易度）とジャンルを選択し、1画面1問の問題を数問出題すること。

また、正解数に応じてポイントを付与すること。

イ 問題は、出題数以上の問題の中から重複しないようにランダムに表示すること。

なお、問題ストックの入れ替えは、受注者が保守対応にて行う仕様とすること。

ウ クイズで一定数のポイントに達成するごとにユーザーの階級が昇任し、「巡査」から「警視監」まで昇任させることができること。

なお、階級が最上級の警視監になった後は、転生機能を設け、巡査から始めることができるようにし、転生であることを表示するようにすること。

詳しい構成は、別途協議の上で認定するものとする。

(14) ポイント利用

ログイン、クイズ、アンケートへの回答等でポイントを貯めることができ、貯まったポイントはQRコードで読み込み、施設の入場料等として活用できるようにすること。

(15) クーポン機能

ア 概要

アプリ利用者が、継続的にアプリを利用いただく仕掛けになる機能であること。

イ 基本仕様

(ア) アプリ利用者が、県内の企業や店舗で利用できるクーポンを表示できること。

(イ) 管理画面でクーポンの追加・削除が自由にでき設定ができること。

(16) 国際電話ブロック機能

国際電話を着信拒否できる設定ができるようにすること。

(17) その他機能

独自提案や発注者が要望する機能を追加する際は、発注者と協議の上決定すること。

3 アプリ管理者機能（情報登録用インターフェース）

(1) 情報配信するデータの管理（入力・修正・削除等）

ア 情報配信するデータの管理はWebブラウザを用いることとし、受注者が提供する管理サイト上で行うことができること。

イ 情報配信するデータの公開は発注者が用意するCSVデータを使用して行うが、これらのデータを取り込み、公開に適した形式に編集してCSVデータとして出力するアプリケーションを提供すること。

ウ 地図情報の表示については、編集後のCSVデータを取り込んで一括処理できる仕組みを用意すること。

エ 公開の際、CSVデータ内の住所情報から管理サイト上に地点等を表示させるとともに、発注者により地点や属性情報等の修正ができること。

オ 運用中のデータ更新作業は、発注者で実施することが可能であること。

カ 動作環境は、Windows11とする。

なお、契約時点におけるOSのサポート期間により、対応OS等の動作環境は変更する場合がある。

(2) 管理サイトへのアクセス及びログイン方法

ア 通信手段には、SSL/TLSを用い暗号化すること。

なお、SSLサーバ証明書の取得・設定・委託業務期間中における更新は受注者の負担にて実施すること。

イ 管理サイトへのログインは、ユーザーID及びパスワードによる認証方式とし、複数のID及びパスワードを設定できること。

ウ 管理サイトへのアクセス方式について、使用中の動作環境以外のものが必要な場合は、アクセスするための機器一式を受注者で用意すること。

(3) ログインユーザーの設定

ア ログインユーザーのアカウント設定は100件を上限に設定できること。

イ 発注者にて、ユーザー単位でアカウント及び権限の設定をできるものとし、それぞれにユーザーID及びパスワードが設定可能であること。権限の内容については発注者と協議の上、決定すること。

(4) 更新されたデータの反映時期

更新（入力・修正・削除等）データは、速やかに反映されていること。

(5) 情報掲載件数

サービス運用開始時点の過去データを含め5年間分のデータ蓄積を上限とする。

(6) 地図機能のデータ管理

ア 発注者が別に保有する公開用データの登録・修正・削除が可能であること。

イ データの更新は、管理者サイト上の管理メニューから行えること。

また、一括反映される情報更新の仕組みも提供すること。

(7) ログ解析

ア 管理者画面から、ログ情報をCSVデータとして出力できること。

イ 各機能単位でアクセス数や不具合発生状況を確認できること。

ウ インストール数、アクティブユーザー数等の統計が確認できること。

(8) データの返却

ア 契約満了後、発注者より受領したデータについては、全て発注者に返却すること。

イ データ返却に関しては、次期システムへの移行作業前に発注者と十分な協議を行うこと。

ウ データ返却の実施計画に関して過去の実績・ノウハウ等を最大限活用し、発注者側担当者の作業負担が最小限となるような計画を立てること。

エ 事前に、返却に係るスケジュールを提出し、発注者の承認を得ること。

4 セキュリティ機能の整備

(1) 受注者は、情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等への対策機能を提供すること。

(2) 受注者は、クロスサイトリクエストフォージェリ対策、SQLインジェク

ション対策、クロスサイトスクリプティング対策等、Webアプリケーション、Webページ等に存在する脆弱性への対応について発注者と協議の上、必要な機能を提供すること。

別紙2 運用・保守要件

1 システム保守に関する受注者の義務

受注者は、本仕様書で求める各種システムの保守に関して適切な管理を実施しなければならない。また、その管理が適切であることを保証するための各種ドキュメントを提出するとともに、発注者の承認を受け、かつ、そこで規定された作業方法等を遵守しなければならない。

2 システム保守に関するドキュメント

受注者は、以下のシステム保守に関するドキュメントを策定し、発注者の承認を受けなければならない。

- (1) システム保守に関する体制
- (2) システム保守に関する計画またはスケジュール
- (3) システム保守の実施結果報告書

3 システム保守における基準

システム保守の実施に当たっては、以下の基準を満たさなければならない。

(1) 対応窓口

ア 障害受付および技術サポートのための窓口を設置し、情報の提供、問題の把握と一次サポート、必要に応じた二次サポートへの作業依頼を行わなければならない。

イ 対応窓口は一本化し、休日以外の日（以下、平日という。）の午前9時00分から午後5時15分までの間、発注者からの電話又は電子メールを受け付ける窓口を整備すること。平日午前9時00分から午後5時15分までの間で、発注者が保守員の派遣を必要と判断した場合、受注者は速やかに必要な知識及び技術を有する保守要員が保守環境に対して直接対応に当たることのできる体制を整備すること。

(2) 問題管理

導入・運用するシステムの利用に際して発生した問題を監視・記録し、必要であれば緊急の措置をとるとともに、問題の恒久的な解決をしなければならない。

問題管理においては、以下の内容を考慮しなければならない。

ア 本サービスにおいて障害が発生した場合、障害原因を究明し、障害を復旧させる手段を講ずること。また、障害原因等を書面で発注者に報告すること。

イ 軽微なシステム変更・改修やOSのバージョンアップは無償で対応し、大規模なリニューアルや改修の必要がある場合は、発注者と協議すること。

ウ 契約期間の満了時には、受注者が保存されているデータを消去するなどの措置を行い、書面により結果を報告すること。ただし、継続してシ

システム保守を受託する場合はその限りでない。

エ 利用者数等に関するレポートを作成し、発注者へ報告すること。ただし、管理画面等で確認できる場合はレポートの作成は不要とする。

4 バージョンアップ、パッチ等

(1) 受注者は、契約期間内にセキュリティ等の要件を満たすために必要な情報を入手した際は、緊急度等を勘案し、適切なタイミングで発注者に報告するとともに、パッチ適用を実施しなければならない。

なお、これに伴って構築したシステムに修正作業が必要となる等の大規模な影響がある場合は、発注者と協議の上、対応方針を決定すること。

(2) サービス利用期間中におけるソフトウェアアップデート等に伴うアプリ公開情報への更新対応等については受注者が行うこと。

5 その他

(1) 受注者は、導入する機器、アプリケーション等の選定に当たっては、可能な限り長期間の保守期間を有するものを導入すること。

(2) 障害が発生した際は、発注者及び受注者において、協力して障害原因の特定に当たること（障害の原因が発注者側か、受注者側か確実に特定されるまでは、受注者は保守範囲として真摯に対応すること。）。

(3) システムの障害等による異常を発注者が認知した場合は、発注者の通知により、受注者の責任と費用負担により速やかに必要な修理、調整を行い、発注者に経緯等を報告するものとする。

(4) 稼働後におけるソフトウェア等の契約不適合によるシステム不具合が発生した場合は、受注者の責任と費用負担により速やかに不具合を収束させ、発注者に報告するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密と指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密と指定した指定した物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの
- 四 前各号について推知し得る情報

(再委託の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、甲の承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書等に記載された事項について、変更がある場合には、乙はあらかじめ変更の届出を甲に提出し、同様に承認を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託者が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第1項の承認を行わないことができる。

4 第1項ただし書により乙が再委託させる場合の再委託者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに甲に通知するものとする。
- 3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成すること。
なお、乙があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- 5 甲は乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。
- 6 乙は、乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を得るものとする。
- 7 乙及び取扱者は、甲から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 8 乙は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われなことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を甲に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ISO/JIS Q9001等）、情報セキュリティに関する認証（ISO/JIS Q27001（ISMS）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（SOC 2及び3等）等が提出可能な場合は、甲に提出するものとする。
- 9 乙は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、甲と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

- 第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
 - 3 乙又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 乙は、本契約に基づき、保護すべき情報及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に嚴重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、甲が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、保護すべき情報又は業務資料を持ち出してはならない。

3 乙は、前2項の保護すべき情報及び業務資料の管理について、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、甲の承認を得るものとする。

4 乙は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行又は甲の指定した目的以外に使用してはならない。

5 乙は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

6 乙は、保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。

8 乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

9 乙は、別途定めがある場合を除き、甲が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱う場合、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を甲と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

(作業員名簿の通知及び作業責任者の選任)

第6条 甲は、必要に応じて乙に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって甲に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。

2 前項ただし書により選任された作業責任者は、乙の個別の業務の実施を統括し、乙の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき乙を代理する権限を有するものとする。

3 乙が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の甲に通知した内容を変更する場合は、乙は当該内容を書面により事前に甲に通知するものとする。

4 甲は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適當であると認め

た場合は、乙に対して是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

(脆弱性対策等の実施)

第7条 乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(調達する機器等や役務における対策の実施)

第8条 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

2 乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

3 乙は、甲が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

4 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第9条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

2 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

3 乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。

4 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

5 甲は、その確認結果が十分でない認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

6 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第10条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
- 四 第5条第9項における合意内容を損なう事故が発生した場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第11条 乙は、乙及び再委託者等の従業員の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第12条 乙は、本契約の履行に際し、第10条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第10条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第10条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、第10条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第10条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。
- 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。
- 7 乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でない認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 9 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第13条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。

2 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による乙の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。

3 甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

4 乙は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

5 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

6 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

3 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙又は再委託者の責めに帰すべき事由により発生した場合は、第2条第1項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責を負わない。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が再委託者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(再委託者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に再委託させていない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず再委託をさせるときは、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面を添え、甲の承認を得ている。		
3	3. 1 情報セキュリティを確保するための体制において事故に関する問合せ窓口を甲に通知している。		問合せ窓口の連絡先：
4	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		情報セキュリティ責任者名：
5	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		管理責任者名：
6	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
7	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
8	3. 4 教育計画を作成している。		
9	3. 6 乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を得ている。		
10	3. 7 甲から身分証明書等の提示を求められた場合は応じている。	※	※
11	3. 8 管理体制を証明する書類を提出している。		
12	3. 8 第三者機関等による品質保証体制、情報セキュリティに関する認証取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書等を甲に通知している。	※	※ □ISO/JIS Q27001 (ISMS) □ISO/JIS Q 9001 □情報セキュリティ監査報告書 (SOC2/3等)

13	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
14	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
15	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしないよう、措置を講じている。		
16	4. 3 (1及び2が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
17	5. 1 保護すべき情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
18	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
19	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。	※	※
20	5. 3 保護すべき情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
21	5. 4 保護すべき情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
22	5. 5 保護すべき情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
23	5. 6 保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
24	5. 7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
25	5. 9 甲が特に高い可用性及び完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報について、合意文書を作成し、合意内容について保証している。	※	※
26	6. 1 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 個別業務を行う作業員の名簿及び作業責任者を甲から求められた場合は通知している。	※	※
27	7. 1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※

28	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
29	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
30	8. 1 (調達における機器等や役務における対策) 調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にリストを提出している。	※	
31	9. 4 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
32	13. 1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
33	13. 2 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な資料を保存している。	※	※
34	13. 4 自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合、甲に結果を報告している。	※	※
確認年月日：			
確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。